

国別障害関連情報 ホンジュラス共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
 ホンジュラス共和国
 目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	5
2-1. 障害関連行政制度.....	5
2-2. 障害関連法律の詳細.....	6
2-3. CRPD 批准による対応状況	8
2-4. 障害関連施策の状況.....	9
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況	14
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	15
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	15
3. 障害関連団体の活動概況.....	17
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	17
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	17
4. 参考資料	18

図表目次

表 1 障害者の年齢別割合 (2002)	3
表 2 就学している障害児の障害種別 (2012)	4
表 3 障害関連担当機関	5

略語表

AECID	Spanish Agency for International Development Cooperation	スペイン国際開発協力庁
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根差したインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
FENOPDIH	National Federation of Organizations of Persons with Disabilities of Honduras	ホンジュラス国家障害者連盟
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OAS	Organization of American States	米州機構
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	2,574.91 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	7.86 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	6.1 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.43 %	2018 年

人口

総人口	9,746.12	2019 年
男性人口比率	50 %	
女性人口比率	50 %	
都市人口比率	58 %	
農村人口比率	42 %	
平均余命（全体）	75 歳	2018 年
男性	73 歳	
女性	77 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	14 %	2018 年
新生児死亡率	9 %	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	12 年	2019 年
成人識字率（全体）	87 %	2018 年
男性	87 %	
女性	87 %	

¹ 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator>(参照 2020-12-08)) に基づく。

就学率			
初等教育 ² （純就学率）			
全体	91%		2019年
男子	91%		
女子	91%		
中等教育 ³ （純就学率）			
全体	66%		2019年
男子	62%		
女子	70%		
高等教育 ⁴ （純就学率）			
全体	26%		2018年
男子	22%		
女子	30%		

雇用

失業率（全体）	5.6%		2020年
男性	4.3%		
女性	6.8%		

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

ホンジュラス共和国（以下、「ホンジュラス」）では、「障害者のための平等と包括的な開発法」（2005年）で障害の概念を定めている。その概念は、「家族、社会的な物事、教育、就労などに関連する社会活動への統合や実行に重大な制約をもたらす、年齢や社会的環境と関係する何らかの身体的、知的、感覚的な機能障害」とある。同概念に基づき、「障害者の権利と社会的包摂に係る国家計画」では、障害者とは、「長期的な身体的、知的、精神的、感覚的な機能障害と、様々な障壁との相互作用を通じ、他の人と同じように、社会に効果的かつ完全に参加をすることが妨げられる人」とであると定義している。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

ホンジュラス政府は、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の権利委員会に提出した第1回政府報告（2013年）（以下、「政

² 6歳～12歳

³ 12歳～15歳

⁴ 15歳～18歳

府報告)において、2002年に国家統計局が収集した障害者数を報告している。同報告によれば、ホンジュラスの全人口669万7,916人のうち、2.65% (17万7,516人)に何らかの障害がある。障害者の55%が男性で、45%が女性である。障害者の53%は義務教育を受けておらず、40%は初等教育を修了し、6%が中等教育を修了し、1%が高等教育以上を修了している。同じ調査の結果から、15歳以上の障害者の51%は読み・書きのいずれも不可能であるとも判明している。

年齢別の障害者の割合は、下表のとおりである。

表1 障害者の年齢別割合 (2002)

年齢	障害者数割合 (%)		総人口	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
0-5歳	7,681人	4 %	1,125,853人	17 %
6-17歳	32,909人	19 %	2,180,456人	33 %
18-64歳	82,034人	46 %	3,102,541人	46 %
65歳以上	54,892人	31 %	289,066人	4 %
合計	177,516人	100 %	6,697,916人	100 %

出所：政府報告 (2013) を基に調査チームが作成

なお、機能障害別の調査もしているが、2種類以上の機能障害のある人も、重複障害のある人としてではなく、それぞれの障害がある人としてカウントされている。よって、表1-1の障害者数より多くなり、272,300人がカウントされている。主な機能障害別の内訳は、以下のとおりである。

- ・ 運動障害: 歩行、登り、立ち上がり、ジャンプ、立ち続ける困難 (6万7,788人)
- ・ 手指の障害 (Impairment of manual dexterity) : 物を握る、持ち上げる/持つ困難 (4万7,783人)
- ・ 視覚障害: 半盲 (3万8,655人)、全盲 (7,323人) 聴覚障害: 発話困難 (1万9,468人)、発話不可能 (1万2,184人)
- ・ 知的障害: 知的障害 (1万8,236人)、認知症 (6,060人)
- ・ 精神障害: 発作や痙攣 (1万2,063人)、慢性うつ病 (2,234人)
- ・ 切断に起因する筋肉や骨の障害 (Musculoskeletal impairment resulting from amputation): 足 (3,225人)、腕 (2,506人)

1-2-3. その他統計

労働社会保障省と国家統計局は、2009年に労働可能人口の調査を実施した。その結果、調査対象の世帯の約16%に、何らかの障害のある者がいると報告されている。

教育省は2012年に公的教育を受けている障害児の障害種別を調査した。就学している障害児の機能障害は、表1-2のとおりである。

表2 就学している障害児の障害種別（2012）

機能障害	女兒（人）	男児（人）	合計（人）
聴覚障害	1,218	1,422	2,640
視覚障害	3,806	3,457	7,263
運動障害	1,801	2,502	4,303
知的障害	2,350	3,139	5,489
脳性まひ	105	105	210
重複障害	781	1,232	2,013
学習困難	8,947	12,073	21,020
発語障害	2,382	3,816	6,198
その他	363	482	845
	21,753	21,753	49,981

出所：政府報告（2013）を基に調査チームが作成

なお、ホンジュラス政府は政府報告（2013年）において、同国の障害統計は妥当性が低く、多くのNGOは、独自のデータに基づき活動を実施していると述べている。

障害児・者の登録者を増やすため、国家登録局（National Registry Office）では、「障害児の登録を促進しよう！」キャンペーンや、「氏名登録で私の権利は守られる。さあ、登録局へ！」と題した障害児の家族向けキャンペーンを継続的に行っている。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁵

「障害者のための平等と包括的な開発法」(2005年)に基づき、法務人口省管轄下の障害者庁が、同法の施行状況の監視を行う。また、障害者庁及び社会開発省は、市民団体や地域住民の参加も募ったうえで法律の施行状況の評価を行う。ホンジュラスには、障害当事者の参加による CRPD や国内法の施行状況を監視する仕組みは存在しておらず、権利委員会の総括所見では、ホンジュラス政府に対し、こうした仕組みの構築を要求している。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 3 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	法務人権省 (Ministry of Justice and Human Rights)	同省管轄下の障害者庁が、「障害者のための平等と包括的な開発法」の施行状況の監視を行う。また正義、人権、平和な文化、公共事業、市民社会、学術、メディア、等の分野における国家プログラムの実施を担う。プログラムには、障害や特別なニーズのある者に関する啓発や権利擁護、差別禁止の研修の実施が含まれる。1万7,601名が障害に関連する研修を既に受講している(2013年時点)。また2011年に、国内初となる人権会議「障害者の権利：早急な変革を」を開催し、2012年、2013年にも同様の会議を開催した。
2	総務人口省 (Ministry of Internal Affairs and Population)	「障害者のための平等と包括的な開発法」に基づき、同省傘下に「障害者開発庁」が設置された。障害者開発庁は、障害者の保健、就労、教育、その他社会生活に関するあらゆる分野での啓発キャンペーン、研修、情報発信等を担う。
3	保健省	「国家保健法」(2013年)に基づく規則の策定、公的・民間医療機関に対する計画策定、活動の実施を担う。同省内の「障害者に対する包括的なサービス庁」が、障害者に対するリハビリテーション事業を管轄する。
4	教育省	障害児や特別な教育的ニーズのある子どもに対し、インクルーシブ教育の戦略を軸とし、教育法に基づく学校内での合理的配慮等の規則の策定や教員に対する研修を管轄する。
5	労働社会保障省	「障害者のための平等と包括的な開発法」に基づき、障害者の働く権利の確立のため、法定雇用率等の規則の策定、障害者雇用率の収集と把握、起業融資、就職斡旋、企業への法定雇用率の周知と啓発、行政機関向けの啓発研修、等を指揮する。

⁵ 政府報告を基に記載。

6	内務・人口省	「ユニバーサル・アクセシビリティの国家計画 (National Plan on Universal Accessibility)」(2010年)を策定した。また関係省庁が同計画に基づき障害者の移動に関連する国内法を整備し、建築物や公共スペース、交通機関、情報が障害者のニーズに対応し保障されているか否かの監視を担当する。
---	--------	--

出所：政府報告（2013）を基に調査チームが作成

【国内調整委員会設置状況】

障害当事者団体等と連携し、国内法の監視を行う仕組みは設置されていない。

【地方政府行政】

該当情報なし。

2-2. 障害関連法律の詳細⁶

ホンジュラス憲法第60条において、「あらゆる人々は、法と権利の前で平等である。優遇される階級は存在しない。性別、部族、出身その他の理由で差別を受けることを禁止する」と明記されている。また「人権公共政策及び国家計画」(The Public Policy and National Plan of Action on Human Rights、2011年)では、障害者の権利の視点で、関係省庁に対し国家計画の見直しを要求している。法務人権省は、2013年に刑法321条を見直し、障害者の権利を阻害する者には罰則が科せられることを追記した。

障害者の権利と関係する基本法は以下のとおりである。

法律名	障害者のための平等と包括的な開発法 (Act on Equity and Comprehensive Development for Persons with Disabilities) (法令 160-2005 号)
施行年	2005年
概要	<p>それまでの障害者リハビリテーション法 (法令 184-87 号) と障害者雇用促進法 (法令 17-91 号) に代わり、CRPD に基づき、障害者の権利を擁護するため、新たに制定された基本法。差別の禁止に関し、以下の条文が追加されている。</p> <p>4条：直接的及び間接的な差別の禁止</p> <p>障害者が、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 尊厳を踏みにじられるようなハラスメントの対象となるとき (2) 国家や各県・市の行政機関において、法的・規則が不利に働くとき (3) 契約や合意を締結する際、特別な不利益を被るとき (4) その他、傷害を加えられるような出来事があるとき

⁶ 政府報告を基に記載。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	法令 (Legislative Decree) 177-3010 号
施行年	2010 年
概要	同法令に基づき、法務・人権省 (Ministry of Justice and Human Rights) を創設した。同省が CRPD の政府報告作成を担っている。
政策名	ユニバーサル・アクセシビリティの国家計画 (National Plan on Universal Accessibility)
施行年	2010 年
概要	公的機関及び民間団体が、障害者が自立して物理的な環境や情報や教育へアクセスすることを保障する義務を課している。本計画は、国際的な規約を参考とし、障壁のない建築物や情報、情報技術を提供するための技術的な枠組みである。

法律名	法令(Decree)321-2013 号 通称：ホンジュラス手話法 (The Honduran Sign Language Act)
施行年	2013 年
概要	ホンジュラス政府が手話を公的なコミュニケーションとして認定する。

障害者の権利と関係する主な政策には以下のものがある。

政策名	人権に係る公共政策及び国家計画 (The Public Policy and National Plan of Action on Human Rights) (2013 年～2022 年)
施行年	2011 年
概要	人間の安全保障、正義、民主主義、グループの 4 本柱で構成される。グループの一つが障害者であり、各省庁や行政機関に対し、障害者に対する平等と差別撤廃を促進するため、現行の計画、プログラム、プロジェクトを本計画のビジョンと内容と照らして見直し、権利のもと、適切なサービスを実施するよう要求している。またその際、障害分野や人権の専門家に対する国レベルでの戦略的な人材育成が必要であると記載されている。

政策名	障害者の権利と社会的包摂に係る国家政策 (National Policy on the Rights and Social Inclusion of Persons with Disabilities)
施行年	2013 年
概要	CRPD に基づき、2013 年~2022 年、障害児・者に平等の機会を提供し、差別や社会的及び物理的な障壁を取り除き、障害者の政治、経済、文化・社会的な生活への参加を促進することを目的とする政策。必要な情報、教育、コミュニケーションの戦略を提供する。

2-3. CRPD 批准による対応状況⁷

ホンジュラス政府は、2008 年に CRPD を批准し、2010 年 8 月にその選択議定書を批准している。その後、2011 年 10 月に「障害者に対するあらゆる差別を撤廃する米州条約」に加入した。

障害者庁は、CRPD の国内での周知と啓発を目的とし、テレビやラジオを通じて、障害者の人権及び適切な用語・イメージの情報発信キャンペーンを行った。その一環として、“*Haz valer mis derechos*”（私の権利をください）と記したポスターやステッカーを各市や企業へ配布した。

「障害者のための平等と包括的な開発法」第 46 条では、聴覚障害者向けに、ニュース番組には手話通訳もしくは字幕をつけ、アクセシブルな形式で放映し、彼/彼女らの情報保障の権利を保障するよう要求している。その実現のため、法務人権省は「ホンジュラス手話法」を制定し、すべてのニュース番組と公共番組に手話通訳をつけることを義務化した。

ホンジュラス国立自治大学では手話通訳者養成コースを提供していたが、参加者が少なく、一旦閉校した。同大学の上層部は、2013 年の「ホンジュラス手話法」の制定に鑑み、再開講を再検討し、法務人権省へ申請している。

ホンジュラス政府は、政府報告を 2013 年 12 月に提出し受理されている。権利委員会からは 2016 年 9 月に質問事項が提示され、ホンジュラス政府は 2017 年 2 月に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 3 団体から 2 報告が提出されている。具体的には、ホンジュラス国家障害者連盟（National Federation of Parents of Persons with Disabilities、略称:FENAPAPEDISH）及び国家障害者の家族連盟（National Federation of Organizations of Persons with Disabilities of Honduras。以下、「FENOPDIH」）が合同で 2017 年 1 月に提出している。またホンジュラス障害のある帰還移民支援コミッション（National Commission to Support Returned Migrants with Disabilities-Honduras Commission）が 2017 年 3 月に提出している。

そして 2017 年 4 月に権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告提出期限は、2022 年 5 月 11 日である。

⁷ 政府報告を基に記載。

2-4. 障害関連施策の状況⁸

① リハビリテーションを含む医療サービス

ホンジュラス憲法 145 条において、全国民が医療ケアやリハビリテーションを受ける権利を定めている。障害者については、「障害者のための平等と包括的な開発法」26 条から 29 条において、公的な医療機関、健康センター、社会保障、医療保険、リハビリテーションサービスの障害者のアクセスは保障されると記載されている。27 条は、保健省が責任をもって障害者に対するリハビリテーションサービスを自宅もしくは対象施設で行うことと、特定の職員が適切なケアを行うことを要求している。

「人権に係る公共政策及び国家計画」（2011 年）では、障害者の公的医療システムへの包括を促進・強化する都市部・地方での戦略及び医療ケアの具体的手順を定めている。リハビリテーションは、理学療法士、看護師、作業療法士、言語療法士、義肢装具士、地域に根差したリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）ワーカー、心理士、ソーシャルワーカーがチームでサービス提供にあたることが望ましいとされている。専門人材の育成については、ホンジュラス社会保障研究所の予算により、ホンジュラス国立自治大学がリハビリテーションの大学院短期コースを開始しているが、作業療法士と言語療法士は人材不足である。⁹

知的障害者や精神障害者に対しては、「精神保健法（2004 年～2021 年）」において、彼/彼女らの精神保健サービスへのアクセス保障が明記されている。

国内には、公的な障害者を対象とするリハビリテーション病院が 9 つあり、うち 2 つは知的・精神障害者向けである。その他、ホンジュラス社会保障研究所は 2 つのリハビリテーションセンターを有しており、専門的な資格を持つスタッフが、障害児・者に対するリハビリテーションサービスの提供、義肢装具の無料配布を行っている。同センターには、障害者の就労支援プログラムがあり、障害者の社会復帰支援も行っている。また保健省は、地域でのリハビリテーション促進のため、医師、看護師、アウトリーチワーカーから構成されるチームを発足し、これまでに 300 チームが計 60,000 世帯を対象とした支援を行った。

国家保健法（2013 年）では、CBR 戦略を用いた地域での活動が推奨されており、ホンジュラス政府は、世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）と汎米保健機構（The Pan American Health Organization。以下、「PAHO」）が提唱する CBR 戦略を参考とし、障害者のリハビリテーションやコミュニティへの統合を目指してきた。しかしながら、実施の段階において、保健省と NGO は CBR に関連する基準を統一化できず、実施や連携が未だ明確ではない。2013 年時点で、ホンジュラス政府の活動は、CBR ガイドラインの翻訳や、ホンジュラス社会投資基金（Honduran Social investment Fund）を通じた、地方の貧困層の障害児に対する CBR 事業への資金配賦にとどまっている（2003 年～2010 年）。

⁸ 政府報告を基に記載。

⁹ 政府報告を基に記載。

義肢装具については、ホンジュラス社会保障研究所が労災認定を受けた障害者に対し、義肢装具の費用を負担している。また、民間のテレトン財団が、障害者へ義肢装具や補聴器の無料配布を行っている。

その他、ホンジュラスでは、障害者を含むすべての国民が HIV/エイズの治療を、ステイグマや差別なく受ける包括的なアプローチが設けられている。また、HIV/エイズに関するメディアを通じた正しい情報の発信も行っており、点字版でも入手することができる。

② 教育

ホンジュラス憲法 123 条において、すべての子どもに対する教育を受ける権利が定められ、同憲法 169 条において、障害児教育の推進と定着の必要性が定められている。教育基本法 27 条においても、障害児が平等に教育を受ける権利が明記されている。

「障害者のための平等と包括的な開発法」では、障害者が活動的な人材へと成長するため、教育は重要であり、関係省庁に対し、教育の提供に係る各種の調整を行うよう求めている。

教育省は 2005 年～2006 年にかけて、特別支援教育の見直しを行い、2013 年にインクルーシブ教育を戦略の軸とすることを決定し、省合意 2525-SE-2010 号において、各種の規約を改定した。また、学校内での合理的配慮の推進が追加された。

「人権に係る公共政策及び国家計画」においても、インクルーシブ教育を通じた権利に基づく戦略を実行すると明記されている。また「障害者の権利と社会的包摂に係る国家政策」では、障害児がインクルーシブな教育環境において、授業に参加し、学び、質の高い教育を受ける権利があるとされている。具体的には、国家教育計画（2010 年～2014 年）、国家若者政策（2007 年～2030 年）及び CRPD の方向性に沿って、学校ではユニバーサルデザイン、物理的アクセシビリティ、コミュニケーション、通訳者、カリキュラムの編集、技術的な支援、教員及び補助教員に対する適切な研修の提供を行うよう求めている。このような方針の下、主に以下の活動が実施されてきた。

- ・ 障害児を担当する専門教員と特別支援学校に対し補助金を支給
- ・ 教員養成カレッジ（Universidad Pedagógica Nacional Francisco Morazán）で特別支援教育課程を開設
- ・ 教員能力強化研修の実施：「特別な教育的ニーズ」「学習困難」「違いの尊重と配慮」「カリキュラムの改訂」「インクルーシブ教育」「障害児の発達アセスメント」「教材の工夫」「障害の特性を踏まえた教授法」「聴覚障害児に対するバイリンガル教育」分野。1,285名の教員（全教員の5%）が受講済。今後、全教員に対する研修を実施する予定。
- ・ 学外の障害児教育専門の教員が各学校を巡回し、学校での具体的な合理的配慮の事例やカリキュラムの編集の方法を学ぶ機会を提供。例えば、「脳性まひリハビリテーションプログラム」の障害児教育の実践に熟知した教員が巡回指導を実施。
- ・ 教育省と国内のろう者組織（Network of Institutions and Associations of the Deaf）等との連

携強化、聴覚障害児に対する合理的配慮の研修の実施

- ・ 必要な補助資料を学校へ配布：「災害時の対応」、「教材の工夫」「カリキュラムの編集」等
- ・ 学校におけるトイレ改修、スロープ・手すりの設置
- ・ 視覚障害児のインクルーシブ教育促進のため、国立リソースセンターの設立、視覚障害児に対する教材作成、教員研修の強化
- ・ ホンジュラス国立自治大学¹⁰における、障害のある大学生に対する物理的なアクセシビリティ改善、授業中の合理的配慮提供の促進。文字の読み上げ、筆記、補完授業、手話通訳、移動支援等。教員による対象学生の学びの状況のフォローアップ

③ ジェンダーと障害

「人権に係る公共政策及び国家計画（2013年～2022年）」において、障害のある女性は法の前に平等であると明記されている。また、障害のある女性に対し、医療・リハビリテーションサービスの提供、起業の資金援助、教育の提供、リーダーシップと団体の能力強化を行うべきであると記載されている。

2011年～2012年、米州機構（Organization of American States：OAS）及びスペイン国際開発協力庁（Spanish Agency for International Development Cooperation：AECID）の資金援助により、障害のある女性に対する就労支援研修が開催された。国立職業訓練研究所との連携で、障害のある女性463名が、化粧品、理容、製パン、データ処理等の研修を受講した。

ホンジュラス自立生活運動「MOVIIH」のMs. Karola Lopez へオンラインによるインタビュー¹¹によると、2020年11月、ホンジュラスではハリケーンによる暴風雨により、死傷者を含む多数の被災民が生じた。シェルターに避難した人々のうち、障害のある女性が暴力を受け、強姦を受けるケースが多く報告されている。

④ 訓練・雇用、就労支援

憲法127条において、すべての人は働き、職業を自由に選び、離職し、妥当な条件の下で働き、失業から守られる権利を有すると明記されている。政府は、障害者を含め、すべての国民が働く権利を有していることを認識し、「米州人権条約」、国際労働機関（International Labor Organization。以下、「ILO」）の「同一労働同一報酬に関する条約」（1951年）、「差別待遇（雇用及び職業）条約」、CRPD等の国際条約に加盟してきた。これらの条約に基づき、憲法、労働法、障害者のための平等と包括的な開発法を改訂または制定し、計画へ反映してきた。

「障害者の権利と社会的包摂に係る国家政策」の5番目のテーマは障害者の雇用促進で

¹⁰ 同大学ではホンジュラス手話や点字の研修も実施しており、教員や一般市民も参加することができる。

¹¹ 2020年12月12日（土）日本時間9時～10時半にオンラインインタビューを実施。「ホンジュラス自立生活運動MOVIIH」Karola Lopez氏に対し、コロナ禍の障害者への影響を聴取した。

ある。現在の労働市場に障害者を統合するには、労働市場の構造と機能の変革の必要性が認識されている。そして、「障害者のための平等と包括的な開発法」において、「就業上の差別」、「柔軟な手続き」、「労働社会保障省の役割」、「障害者雇用」、「国立職業訓練研究所」、「雇用率」の6つの条項を設けている。

法定雇用率は、行政機関と民間企業を対象とし、従業員数により、以下のとおり規定される。

- (a) 20–49名の従業員：障害者1名
- (b) 50–74名の従業員：障害者2名
- (c) 75–99名の従業員：障害者3名
- (d) 100名以上の従業員：100名につき障害者4名

このような方針の下、労働社会保障省により主に以下の活動が実施されてきた。

- ・ 障害のある女性に対する開業資金の提供、少額融資（2012年までに、168件の開業資金の貸付け、約8万6,715米ドル支出）
- ・ 障害者に対するインターンシップ制度の戦略的導入
- ・ 障害者の就職活動の支援体制の整備（臨床心理士を含む分野横断チームの発足、DPOの協力による職業斡旋）
- ・ 行政機関職員向け研修実施（国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health：ICF）等の各種の国際条約や理念、ホンジュラス手話、職務分析の方法、アクセシビリティ向上のガイド、障害者が活用可能なソフトウェアの導入に係る技術支援等）
- ・ 障害者雇用の重要性を周知するラジオキャンペーン

これらの活動の結果、NGOのデータによれば、2011年時点で969名の障害者が一般市場で働いている。また、345名が行政機関に雇用されている。しかしながら、政府報告によれば、法定雇用率やCRPDに関する民間企業の理解は進んでおらず、また法定雇用率では、罰則が制限されているため、障害者雇用の促進に結びついていないことが報告されている。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

ホンジュラス政府は、貧困層に対する公営住宅や融資を行うプログラムを持つ。障害者やその家族に対し、特別に住宅を提供するプログラムはない。

国立公共年金機構（National Public Employees' Retirement and Pensions Institute）、軍人社会保険機構（Military Social Insurance Institute）、ホンジュラス社会保障研究所の保険加入者に対し、障害年金や早期退職金制度がある。

その他、公的機関である「ホンジュラス子どもと家族研究所」では、0歳から18歳までの障害児（重度の障害児を含む）に対し、権利に基づく包括的なケアを提供している。

ホンジュラス自立生活運動「MOVIIH」のMs. Karola Lopezへオンラインによるインタビュー（2020年12月11日）によれば、障害者は年に1回、ホンジュラス政府からの約70米

ドル（約 7,200 円）の手当を受けられるが、地方の障害者の中には、手当の存在も知らない者も多い。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

「ユニバーサル・アクセシビリティの国家計画」において、障害者のアクセシビリティとは、物理的な環境、テクノロジー、情報、コミュニケーションが含まれ、それらを保障すると明記されている。また「障害者の権利と社会的包摂に係る国家政策」の 6 番目のテーマは、障害者のアクセシビリティと移動である。そこには、障害者の社会参加を阻む主な理由の 1 つが、物理的なバリアとアクセシブルな公共交通機関の不在であるとし、これらを解決する手段を講じるよう要求している。具体的には、上記の国家計画の遂行と普及に加え、関連分野の専門家向け研修を義務づけることが規定されており、その研修で必要な基準も設けられている。

新設の建築物については、「障害者のための平等と包括的な開発法」38 条に規定がある。建築物、ビル、公園、改築建築物、道路、個人の道路、公共の場、医療施設、私立施設の新設の際、障害者庁の規定に基づく最低条件を満たす義務があり、その要件を満たさない建築を行った市は、建築許可証の発行が禁止される。

また、既設の建築物については、民間施設のバリアフリー化は進んでいないが、公共の既設建築物は徐々に改善されている。例えば、大統領府（Office of President）は、建物の入り口と 1 階への間に、規定に沿ったスロープや手すりを設置した。またエレベータとエレベータ内に点字による案内がつけられた。職員は、障害者の緊急出口への避難方法と支援を行うことができる。

公共交通機関については、現時点で、障害者のアクセシビリティを確保するための大規模な活動が行われていない。管轄は公共事業・交通・住宅省（Ministry of Public Works, Transport and Housing）であり、交通機関の経営者層に対し、バリアフリーに関連する法律の周知と意義を説明する場を設けているが、調整には難航している。また内務・人口省は、「障害者のための平等と包括的な開発法」に基づき、1,981 名の障害者に対し、薬局、レストラン、病院、旅行の割引チケットを配布するなどし、外出を促した。その際にも、民間の公共交通機関からは割引の理解は得られなかった。¹²

・防災

ホンジュラス政府は、災害対策の管轄機関として、法令 990 号にて「災害対策常任委員会」（Standing Commission on Disaster Preparedness）を設置した（1990 年）。また、法令 151-2009 号でリスク対策法を制定し、10 条において、子ども、妊娠中の女性、高齢者、障害に

¹² 政府報告を基に記載。

よる特別なニーズのある者には、優先的な対応をするよう規定している。同委員会は、自然災害や事故の際、障害者を含む人々のニーズを迅速に洗い出し、優先的な治療・手当てをする指揮を執る。その手順は、「災害対応最低基準」及び「Handicap International」の災害マニュアルを参考とする。

また救命救急やレスキューを行う者は、障害の種類と特性に応じた対策に加え、原則として、以下の対応を取るようになっていいる。

- ・常に当事者自身にどのような持ち上げ方／動かし方が良いかを確認すること
- ・被害者が何らかの移動のための装具を利用している場合、装具も常に一緒に運ぶこと

障害者がシェルターへ移動した後は、もともと機能障害を持っていたのか、災害による受傷かを判別し、特別食、薬品、排泄、入浴等のニーズを確認し、提供する。しかしながら、同委員会は現時点において聴覚障害者に対するコミュニケーション上の対策については特別な手順を有していない。

⑥ 障害と開発分野の国際協力実績

「計画と外国協力省」(Ministry of Planning and Foreign Cooperation) が、他国政府との協力関係を指揮する。ホンジュラス政府は、政府報告において障害者の権利や支援に関し、諸外国との連携が重要であると記述しているが、具体的なドナー名や活動実績は記載されていない。

<p>日本政府¹³</p>	<p>【研修員受け入れ】 中南米地域「障害者自立生活」(2011) 「障害者リーダーシップ育成とネットワーク」(2011) 中南米(西語) / 「障害者支援制度コース」(2012) JICA 沖縄「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計(A)」(2019) 【ボランティア】 青年海外協力隊「視覚障害者向け按摩」</p>
<p>その他</p>	<p>WHO ラテンアメリカ自立生活ネットワーク (WHO Latinoamericana de Vida Independiente)</p>

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(GBR/CBID)の状況

2013年時点で、介助者制度や、障害者が自立して地域で生活するための国からの支援やサービスは存在しない。自宅や施設での介助や家事サービスは、大都市でのみ、民間企業が有料で提供している。

¹³ 内閣府障害者白書、JICA 課題別指針「障害と開発」、JICA 障害と開発パンフレット

一方、数多くの NGO が CBR 事業に従事し、障害者の地域での生活を支えている。例えば「ホンジュラス障害者のリハビリテーションと統合財団 (Honduran Foundation for the Rehabilitation and Integration of Persons with Disabilities) や「脳性まひリハビリテーションプログラム」、「Instituto Psicopedagógico Juana Leclerc」(知的障害児に対する支援を行う NPO) は、国内 30 市をカバーし、障害児・者の家族やファシリテータとして働く若者に対する研修を実施している。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ホンジュラス政府は 2017 年にマラケシュ条約を批准している。また、「ユニバーサル・アクセシビリティの国家計画」では、障害者に適した形で情報へのアクセスを迅速かつ無料で戦略的に行う必要性が明記され、支援者や盲導犬、読み上げの支援、プロの手話通訳者の提供をしよう求めている。同計画では、図書館と大学の校舎へのアクセシビリティに係る規定も定められている。しかしながら、視覚障害者が図書館の資料へアクセスする手順や機材は、公的・民間いずれの図書館でも未だ導入されておらず、物理的なアクセスと図書館内の活動に参加をすることのみ可能である。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

在ホンジュラスアメリカ大使館によれば¹⁴、ホンジュラスでは 2021 年 1 月 28 日時点で新型コロナウイルス感染者累計は 144,007 人であり、うち 3,512 人が死亡している。公的な医療機関では、新型コロナウイルスの重症患者に対応できる機関は限られているとされる。このような状況化、ホンジュラス政府は、国境管理に加え、企業に対し、50%の出勤率と障害者、高齢者、妊娠中の女性に対する特別な計画を取る等の対応をしよう公的に求めている。

その他、障害者に対する影響について、ホンジュラス自立生活運動「MOVIH」の Ms. Karola Lopez (脳性まひ) へオンラインによるインタビューを行った¹⁵。その結果を以下に記載する。

① ホンジュラス政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

2020 年 12 月 12 日時点において、ホンジュラス政府から障害者に対する特別な支援はない。ホンジュラス国家障害者連盟が障害者を代表し、ホンジュラス政府や他国のドナー向けのキャンペーンを行っている。通常、障害者には年 1 回、70 米ドルが手当として政府から支払われてきたが、今年 5 月に支給予定の手当がコロナの影響でまだ支給されていない。

¹⁴ <https://hn.usembassy.gov/covid-19-information/> (参照 2021-02-09)

¹⁵ 2020 年 12 月 12 日 (土) 日本時間 9 時~10 時半にオンラインインタビューを実施。「ホンジュラス自立生活運動 MOVIH」Karola Lopez 氏に対し、コロナ禍の障害者への影響を聴取した。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

感染者は増えているが、幸いにも障害者が感染して病院へ行ったという話はまだ聞いていない。医療サービスに関しては、コロナの影響を受ける前から、車いす利用者や視覚障害者にとっては病院へのアクセスが極めて困難である。聴覚障害者も同様に、医師や病院の受付は、接遇方法や合理的配慮の方法を知らないため、病院へ行く機会が制限されている。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

2020年3月15日よりホンジュラスのすべての学校は閉鎖された。国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」）ウェブサイト¹⁶によれば、2020年9月20日時点でも閉鎖中である。2020年12月11日のインタビューでも学校は閉鎖中であり、多くの学校はオンラインでの教育を開始している。しかし、そもそも障害児のいる家庭の多くはパソコンを持っておらず、インターネットへのアクセスもない。障害児というよりも、貧困層の人々の教育を受ける権利が阻害されている。各地のテレビ局が、貧困層の子ども向けの教育プログラムを開始しており、それらの活動が行われている程度である。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

障害者の移動に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

国連世界食糧計画（United Nations World Food Programme : WFP）のウェブサイト¹⁷によれば、ホンジュラスでは、250,000世帯以上が職を失い、食糧難に陥っていると報じている。その中でも、特に障害者、日雇い労働者、農民、高齢者、シングルマザーが、コロナ禍で日々の食事にも事欠く影響を受けている人々であると報じている。Ms. Karolaによれば、障害者の多くは元々貧困層に属しており、自宅にパソコンやインターネットがないため、自宅勤務ができず解雇される事例が多発している。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

障害者の情報保障に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

¹⁶ <https://en.unesco.org/fieldoffice/santiago/covid-19-education-alc/monitoring>（参照 2021-02-09）

¹⁷ <https://www.wfp.org/stories/coronavirus-honduras-pandemic-going-starve-us>（参照 2021-02-09）

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
ホンジュラス国家障害者連盟 National Federation of Organizations of Persons with Disabilities of Honduras : FENOPDIH	2001年6月発足。17つの全国団体と、14県の団体が加盟。CRPDとSDGsの達成に向け、障害児・者の啓発活動、人材育成、ホンジュラス政府との交渉を行う。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
国家障害者の家族連盟 National Federation of Parents of Persons with Disabilities (FENAPAPEDISH)	国内の障害児者の父親、母親、家族が結束し、共に、障害児者の社会参加と我々の権利の尊重を目指し、ホンジュラス政府に対する交渉を行う。
Disability Rights Promotion International (DRPI)	カナダに本部を置くNGO。DRPIホンジュラスでは、FENOPDIH、ホンジュラス障害者の家族連盟とともに、スウェーデン国際開発協力庁から資金協力を得て、2012年にサイトコーディネータらに対し障害者の権利擁護とフォローアップに関する研修を実施した。

4. 参考資料

Government of Honduras (2013) *CRPD initial Report submitted by Honduras*

United Nations (2017) *CRPD concluding observations on the initial report of Honduras*

JICA (2002) 『国別障害関連情報 ホンジュラス共和国』

JICA (2006) 『国別障害関連情報 ホンジュラス共和国 (改訂版)』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-02-09)

JICA (2015) 『課題別指針 障害と開発』 https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_handicap_development.pdf (参照 2021-02-09)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf (参照 2021-02-09)